

太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

別表

太陽光発電施設の設置にあたっては、次の関係法令を順守してください。  
 また、設置に伴う計画地の周辺住民、営農者等とのトラブルを防止するため、自治会等長や隣接者に対して、計画内容を十分説明していただくようお願いします。

白 井 市  
 (047-492-1111)

白井市の担当窓口

関係法令等	規制内容	担当窓口(電話番号)
「建築基準法」 第6条第1項、第48条、第88条第1項、第2項	土地に自立して設置する太陽光発電施設について、架台下の空間を物品の保管その他屋内的な用途に供する場合は建築物に該当します。なお、都市計画区域内にあっては、当該建設地の用途地域ごとに建築物の規制を受けます。	建築宅地課 (内3221～3225)
「都市計画法」 第29条	建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、あらかじめ開発許可を受ける必要があります。	
「都市計画法」 第12条の4第1項第1号に基づく 「地区計画」	地区計画区域内で建築等の行為を行う場合には、工事に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。	都市計画課 (内3236・3237)
「まちづくり条例」 第25条	開発行為で、事業施行面積が500㎡以上の場合、法令に基づく許可等の申請を行う前に届出を行う必要があります。	
「農地法」 第4条、第5条	農地に設置する場合は、転用許可の許可申請又は届出が必要になります。なお、登記簿地目が農地以外であっても、現況農地の場合は同様な手続きが必要になります。	農業委員会 (内3255・3256)
「農業振興地域の整備に関する法律」 第13条、第15条の2	事業計画地に農用地がある場合は原則、太陽光発電施設を理由に除外はできません。農用地のまま営農型を行う場合は、農地法の一時転用の許可が必要です。	農政課 (内3251～3253)
「森林法」 第10条の8	森林所有者や伐採行為者等は、3,000㎡未満の地域森林計画対象民有林の木を伐採する場合には、伐採行為を行う30～90日前までに届出を行う必要があります。 小規模林地開発行為の場合も必要になりますが、先に林業事務所に問い合わせ願います。	
「道路法」 第24条、第32条 「白井市法定外公共物管理条例」 第4条、第6条	・道路や水路に新たな占有物を設け、継続的に道路を使用する場合は、道路法32条又は法定外公共物占有の許可が必要になります。 ・道路や水路に関する工事を実施する場合は、道路法24条又は法定外公共物工事等施行の承認が必要になります。	道路課 (内3215～3219)
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 第7条	事業計画地に急傾斜地崩壊危険区域がある場合は、行為の許可を受ける必要があります。	市民安全課 (3292～3295)
「土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」	小規模特定事業として宅地造成、農地造成(客土行為を含む)などの土地利用の形態を問わず、500㎡以上3,000㎡未満の区域を土砂等で埋め立て等に供する場合許可が必要となります。 (3,000㎡以上については、別途記載の千葉県条例に該当しますのでご参照ください。)	環境課 (内3287・3288・3271・3272)
「文化財保護法」 第93条	事業予定地が、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、文化財保護法の規定に基づき着手60日前までに土木工事等の届け出が必要となります。	教育委員会文化課 (内.5501)
「文化財保護法」 第125条、139条	事業予定地が、指定記念物(史跡・名勝・天然記念物)に該当する場合、指定記念物に対し、現状変更を行う際には、あらかじめ国または県の許可を受ける必要があります。また事業予定地が重要文化的景観に該当する場合、現状変更を行う際には30日前までに、現状変更の届け出が必要になります。	